

# 駐車場利用約款

パーキング協同(以下「当社」)が管理する当駐車場ご利用の際は下記規定に従っていただきます。

ご利用の際には必ず規定の内容をご確認ください。

## 1.短期駐車のための「場所」の提供

当駐車場は短期間駐車のための「場所」を有償(場内掲示の料金)にて提供することを目的としたものであり、車両を保管・管理するものではありません。また場内は自動車の駐車以外の用途には使用できません。

## 2.免責

1. 当社は、当駐車場内における車両もしくはその積載物の盗難、紛失又は毀損については一切責任を負いません。
2. 当社は、当駐車場の利用者が、駐車場の他の利用者もしくはその他の第三者の行為又は駐車場内に存在する車両、もしくはその附属物もしくは積載物に起因して被った損害、不正駐車による出庫妨害、その他当駐車場内で発生した当社の責に帰し得ない事由に起因して被った損害について責任を負いません。
3. 当社は、天災地変、自然災害、戦乱、暴動、その他不可抗力の事象発生に伴う損害について責任を負いません。

当該駐車場は、月極利用と兼用の為工事・催事などで交通規制があった場合などは、一般車両の入出庫に制限がある場合がございます。

## 3.駐車時間

利用時間は入庫から72時間を超える場合は事前に場内掲示の事務所及び緊急連絡先へご連絡ください。但し、月極契約は除きます。

## 4.駐車することができる車両

- 当駐車場内に駐車することができる車両のサイズは、下記の基準に該当するものに限り、

車両全長	車両全幅	最高車両高	最低地上高	車両総重量
5.0m以下	2.0m以下	2.5m以下	15 cm以上	2.0t以下

- 上記基準に該当する車両でも、下記の車両は駐車することができません。
  - 1.最低地上高が25cmを超える車両等、車両入庫認識装置が作動しない形状の車両。
  - 2.オート・レベリング機能等を有し、車両高が変化する車両。
  - 3.エアロパーツ及び改造パーツ装着車等、入出庫障害を起こすおそれがある車両。
  - 4.無登録車、車検切れ車等、一般道路を走行することが禁じられている車両。
  - 5.自動車登録番号に覆いがされ、又は取り外されている車両等、登録番号自動認識装置による読取りが困難な車両。
  - 6.自動車登録事項の変更があるにもかかわらず変更登録手続きが済んでいない車両。
  - 7.仮登録中の車両等、車体の特定が困難な車両。
  - 8.危険物を積載している車両、その他駐車場の管理上支障のある車両。
- 自動二輪車、原付自転車、足踏自転車、小型特殊自動車は、駐車することができません。

## 5. 駐車方法

- 当駐車場の利用者は、入り口にて駐車券を発行もしくは、月極カードを挿入し入庫してください。
- 車室枠線の駐車スペース内中央部分に駐車してください。駐車スペース以外の場所に駐車しないでください。

## 6. 駐車料金及び精算方法

- 当駐車場の時間貸し利用者は、駐車場に掲出した料金額及び料金体系により、駐車時間に応じた駐車料金をお支払いいただきます。
- 駐車時間は、入庫の際の駐車券の発券時から出庫の際の収券時までの時間とします。
- 駐車料金は、後払いです。出庫時に車両を精算機の脇に横付けし、駐車券を挿入のうえ、料金表示に従いお支払いください。
- つり銭切れの場合があります。精算の際にはあらかじめ千円札もしくは硬貨をご用意ください。
- 料金精算時における紙幣挿入口、硬貨投入口を確かめ間違えの無いよう入金してください。
- 領収書の必要な利用者は、領収書発行ボタンを押してシートをお取りください。その際、自動カッターにより切り離されて出てきます。紙詰まりの原因になりますので、事前にとらないようお願いします。
- 機械等トラブルが発生した場合は無理に出庫しようとせず、速やかに事務所及び緊急連絡先へご連絡ください。万一、お客様の判断により、無理に出庫されたこと事が原因で車が破損されても、当社は一切責任を負いません。

## 7. つり銭切れ、領収書の不発行等の場合

- 機器の故障による領収書の不発行につきましては、場内掲示の事務所または緊急連絡先へご連絡ください。後日再発行させていただきます。
- つり銭切れの状態でご精算されますと、「預かり書」という書面が精算機から発行され当該「預かり書」が発行された場合、ないしは機器の故障による誤返金につきましては、後日返金対応させていただきますので、場内掲示の事務所または緊急連絡先へご連絡ください。

## 8. 利用上の禁止行為等

- 飲酒運転禁止  
飲酒運転(薬物等を含む)による利用は禁止です。
- 場内安全走行義務  
場内での走行は時速 8km 以下で徐行願います。また、他の車両・歩行者に十分ご注意ください。
- 近隣等への迷惑な行為の禁止  
場内でのアイドリング・空ふかし、大音量でのカーステレオ、乱暴なドアの開閉、夜間の大きな話し声、宿泊はしないでください。また、場内は禁煙です。
- 不衛生な行為の禁止  
場内へのゴミ(吸殻・空き缶・弁当あき箱・雑誌等)の放置、立小便等不衛生な行為は一切禁止します。

- 入庫時駐車券取得後、または出庫時料金精算後の車両後進  
入庫時駐車券取得後、または出庫時料金精算後に、釣り銭・領収書の取り忘れ等で車両後進するとゲートバーが下降しますので車両後進はしないでください。
- 駐車券の取扱いの注意  
駐車券・定期券の取扱いには十分ご注意ください。曲げたり磁石に近づけたりしますと入出庫できなくなる場合があります。
- 駐車券・定期券の紛失・取り忘れの注意と、紛失・取り忘れの場合の取り扱い  
駐車券・定期券の紛失・取り忘れにご注意ください。駐車券・定期券の紛失・取り忘れで出庫する場合、規定料金を徴収させていただきます。ご返金はできませんのでご了承ください。
- 歩行時の安全確認  
ゲートバーの下をくぐるなどの歩行行為は大変危険です。また、移動中の車両には十分注意してください。
- 機器、施設に対する不要な行為の禁止  
駐車場利用者およびその関係者(同乗者含む)は、禁止されている場所に駐車ならびに立ち入りしたり、精算に必要以外の機器・施設類に許可なく手を触れたりしないでください。
- 機器・施設を破損の場合の連絡義務  
機器・施設を破損させた場合は速やかに、事務所及び場内掲示の緊急連絡先へご連絡ください。
- 機器トラブルの際の連絡義務  
トラブルが発生した場合、約款内容を確認のうえ緊急連絡先へご連絡ください。利用者の判断により無理に入出庫されたことが原因で車が破損されても、当社では一切責任を負いません。また、出庫に際してお待ちいただく時間等の損害賠償も当社では一切責任を負いません。
- 場内看板、掲示物の内容遵守  
場内の注意看板、掲示物に記載されている内容を遵守してください。

## 9.不正駐車

不正駐車(不正な入出庫および駐車)をした場合は、警察への通報、車両の他の場所へのレッカー移動等もしくはチェーン等で施錠させていただく場合があります。また、その場合の諸費用と正規駐車料金の他に違約金として2万円請求させていただきます。

なお、違約金および損害賠償(諸費用・駐車料金等)につきましては車両使用者(占有者)もしくは車両所有者に請求させていただきます。

- 以下の様な駐車方法は「不正駐車」とします。
  - ・上記「4.駐車することができる車両」に違反した車両
  - ・車室をまたがる駐車
  - ・事前の連絡がなく72時間を超えた駐車
  - ・枠線からはみ出して停めた駐車
  - ・車路に停めた駐車
  - ・入庫の際、駐車券を発行せず駐車した車両
  - ・駐車料金の精算が完了せずに出庫、または出庫しようとした場合

## 10. 放置車両の取り扱い

- (1) 駐車場利用者が、あらかじめ当社に届け出を行うことなく駐車制限時間を超えて駐車をしている場合、当社は、これらの利用者に対して、駐車場において掲示することにより、当社が指定する日までに当該車両を引き取ることを請求することができるものとします。
- (2) (1)の場合において、利用者が、車両の引き取りを拒みもしくは引き取ることができない時又は当社の過失なくして利用者を確定することができない時は、当社は、車両の所有者等に対して通知し、又は駐車場において掲示することにより、当社が指定する日までに車両を引き取ることを請求することができるものとします。
- (3) (1)(2)の請求を書面により行ったにもかかわらず、当社が指定する日までに車両の引取りがなされないときは、車両の所有者等が引取りを拒絶したものとみなすことができるものとします。
- (4) 当社は、(1)の規定により指定した日を経過した後は、車両及び積載物・付属装着物について生じた損害については、当社の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わないものとします。
- (5) 当社は、(1)の場合において、利用者または所有者等を確知するために必要な限度において、車両を調査できるものとします。
- (6) 当社は、(1)の場合において、管理上支障があるときは、駐車場において掲示して予告した上で、車両を他の場所に移動することができるものとします。
- (7) 当社は、所有者等が車両を引き取ることを拒み、若しくは引き取ることが出来ず、又は当社の過失なくして所有者等を確知することができない場合であって、所有者等に対して通知し、又は駐車場において掲示することにより期限を定めて車両の引き取りを催告したにもかかわらず、その期限内に引き取りがなされないときは、催告をした日から1ヶ月を経過した後、所有者等に対して通知し、又駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両及び積載物・付帯装着物の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。
- (8) 当社は、(7)の規定により車両及び積載物・付属装置物を処分した場合は、遅延なくその旨を所有者等に対して通知し、又は駐車場において掲示するものとします。
- (9) 当社は、(7)の規定により車両及び積載物・付属装着物を処分した場合は、処分によって生じる収入から、駐車料金ならびに車両の保管、移動および処分のために要した費用等を控除し、なお不足がある時は所有者等に対してその費用を請求し、残額がある時はこれを所有者等に返還するものとする。

## 11. 利用者の賠償責任

当駐車場の利用者が、本規定もしくは駐車場内に掲出された規定に違反した場合又は故意もしくは重大な過失により駐車場の設備もしくは機器を破損した場合は、それにより当社が被った損害(その結果駐車場の全部又は一部を休業しなければならない場合は、それにより喪失した営業利益を含む)を賠償していただきます。

## 12. 安全対策

当駐車場では、安全対策として防犯カメラを設置しています。